

全建労発第1号
平成31年4月1日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
(公印省略)

今後の働き方改革への取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当会の活動につきましては日頃から格段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、建設業の働き方改革の推進について、全建では、「働き方改革行動憲章」をより一層具体化する「今後の働き方改革の取組について」を機関決定し、昨年4月より各都道府県建設業協会・会員各企業の皆様と共に、団体として統一的・具体的に取り組む活動を展開してきたところでありますが、本年4月から施行される改正労働基準法等の働き方改革関連法では、労働時間に関する制度の見直し等が行われ、長時間労働の是正への対応は待ったなしの状況となっております。

このため、今年度においても長時間労働を含めた「賃金・休日等の労働条件の改善」への取組みを着実に進めるため、『休日月1+（ツキイチプラス）』運動の展開等を柱とする以下の取組みを継続することについて、さる3月18日の理事会におきまして審議了承されたところです。

今後、貴協会の会員各企業の皆様に、下記事項の実施についてご周知いただき、本取組の趣旨を御理解の上、具体的取組みが円滑に進みますよう、御配慮のほどよろしくお願いいたします。

記

1 『休日月1+（ツキイチプラス）』運動の実施

会員各企業において、2024年度からの建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に、昨年4月より展開した『休日月1+（ツキイチプラス）』運動を今年度も継続していただきたい

こと（別紙1を参照してください）。

継続に伴い、平成30年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休日を付与し、平成30年度比毎月プラス1日の休日確保を目標としていただきたいこと（本運動の周知に当たっては、全建作成のポスターの活用も図る（別紙2を参照してください））。

なお、最終目標とする4週8休が確保された会員各企業においては、自ら「4週8休実現企業」として宣言し、当該企業の魅力発信に繋げていただきたいこと。

※ 災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

・有給休暇は、従業員の権利として付与されるものであることから、有給休暇取得による休暇を、今般の取組の休日としてカウントすることはできません。

2 社会保険加入対策

平成30年度に引き続き、工事の種別に関係なく、会員各企業が直接契約を取り交わす下請企業については、社会保険（雇用・健康・厚生年金保険）の加入企業に限定する取組みを行っていただきたいこと（別紙3を参照してください）。

※ 適用除外とされている事業所（健康・厚生年金保険については、個人事業主で従業員が5人未満の事業所）を除く。

3 公共工事設計労務単価の改定を受けた取組

技能労働者への適切な水準の賃金支払い等を確保するため、本年3月から適用された公共工事設計労務単価で受注した工事案件については、平成30年度に引き続き、会員各企業が直接契約を取り交わす下請契約に当該労務単価改定分が反映されるよう、全建として対外的に『単価引上げ分アップ宣言』を行うとともに、会員各企業の皆様には、その趣旨をご理解いただき、今回の引上げ分の下請契約における反映を徹底をしていただきたいこと。なお、今回の単価引上げアップ宣言に対応する単価の引上げは、「引上げ率」ではなく「引上げ金額」で対応していただきたいこと（別紙4を参照してください）。

担当：労働部 土屋
宇都宮